

岐阜市職員措置請求に係る監査結果の公表

令和3年2月18日付けで提出されました岐阜市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定に基づき、監査した結果を下記のとおり公表します。

令和3年4月19日

岐阜市監査委員	小堀将大
岐阜市監査委員	石川宗一郎
岐阜市監査委員	松井重雄
岐阜市監査委員	森裕之

記

第1 監査の請求

1 請求人

岐阜市黒野471-1

別 処 雅 樹

2 請求書の受付

令和3年2月18日

3 請求の要旨

請求人から提出された請求書の要旨及び事実を証する書面は次のとおりである。なお、請求の要旨及び求める措置については原文のまま記載した。

（請求の要旨及び求める措置）

令和2年4月29日岐阜新聞報道によれば、岐阜市は4月28日、任期満了に伴い令和2年3月末で退任した市立図書館の吉成信夫前館長（63歳・当時）を令和2年5月1日から、特定任期付き職員の「みんなの森メディアコスモス総合プロデューサー」として採用する、と発表した。

同記事によれば、岐阜市は令和2年3月、組織再編に伴う館長兼図書館長の公募結果について「合格者がいなかった」と発表。令和2年4月1日付の人事異動で、図書館副館長が館長兼図書館長に就いていた。その後、岐阜市は吉成さんを

総合プロデューサーの選考対象として内部の選考委員会で審査し、採用を決めた。市の担当者は採用理由について「これまでの手腕と実績を評価した」と話している。と、報道されている。

上記の報道以前、令和2年3月13日の中日新聞報道によれば、岐阜市教育委員会は令和2年3月12日、ぎふメディアコスモス（同市司町）と市立図書館のトップを兼ねる新館長を公募した結果、合格者が出なかったと発表した。吉成信夫館長は任期満了を迎える今月末で退任するという。公募には9人が応募。書類審査を経て3月1日に5人面接試験を受けたが、合格者はいなかった。市教委は「館長に最適な人材を見出せなかった」と説明している。（令和2年3月12日岐阜市教育委員会發文 市議会議員各位あて）

上記の時系列記録及び公募に要した費用は、別紙文書「みんなの森 ぎふメディアコスモス館長兼岐阜市立図書館」の公募及び「みんなの森 ぎふメディアコスモス総合プロデューサー」採用に係る時系列について（R2.6.12市民協働推進部）参照。

「合格者がいなかった」と発表される前に辞退された吉成信夫さんが、「ぎふメディアコスモス総合プロデューサー」に採用される経過は、「みんなの森 ぎふメディアコスモス総合プロデューサー」採用に係る時系列（R2.8.31人事課）参照。

令和2年4月10日「ぎふメディアコスモス総合プロデューサー」採用の為だけの選考委員会設置要綱（別紙参照）が決裁され、決裁からわずか22日間で、吉成信夫さんの採用が決定されています。これらの一連の作業は、3月段階で教育委員会が「みんなの森 ぎふメディアコスモス館長兼市立図書館長」を公募採用していれば不必要な作業であった。

さらには、令和2年1月10日に岐阜市議会議員へ送付された文書「みんなの森ぎふメディアコスモス館長兼市立図書館長の公募について」（別紙参照）記載の審査委員の構成には、5名（外部審査委員3名、内部審査委員2名）と明記されている。合格者なしの結論を出した時は、内部審査委員が不参加と聞くと、年収1036万4千円もの職員採用審査に内部審査委員不参加が事実であるなら職務怠慢も甚だしい。公募作業そのものへの市民の信頼を裏切る行為である。さらに、審査作業終了後にも外部審査委員の氏名を明らかにしない事は、審査内容への市民の信頼を失うものである。

公募に要した費用は、審査委員への謝金30,000円×3名分90,000円 審査委員への交通費（1名分）11,620円 職員の市外出張旅費（委員への審査説明等）2,960円の合計は、104,580円 さらに、広報ぎふ（135,000部・令和2年1月15日号）への公募広告料50,000円は、他の事業者の広告を掲載すれば岐阜市の収入となる金額であった。「みんなの森ぎふメディアコスモス館長兼図書館長の公募について」広告掲載により広報ぎふの紙面が使用された。公募作業に関する審査に要する支出は、不必要であり不当な支出である。広報掲載で損失

した費用は無計画な公募作業により損失を生じさせた。さらには、教育委員会の無計画な公募作業は総合プロデューサー選考作業という二重の作業を現出させた。

求める措置

早川三根夫岐阜市教育長は、「みんなの森 ぎふメディアコスモス館長兼市立図書館長の公募について」支出した費用合計 154,580 円を岐阜市へ払え。

(添付書類)

本件に関する事実証明として、次の書類の写しが提出された。

- ① 令和 2 年 4 月 29 日 岐阜新聞報道
- ② 令和 2 年 3 月 13 日 中日新聞報道
- ③ 令和 2 年 3 月 14 日 読売新聞報道
- ④ 令和 2 年 3 月 13 日 岐阜新聞報道
- ⑤ 「みんなの森 ぎふメディアコスモス館長兼岐阜市立図書館長」の公募及び「みんなの森 ぎふメディアコスモス総合プロデューサー」採用に係る時系列について (R 2. 6. 12 市民協働推進部)
- ⑥ 「みんなの森 ぎふメディアコスモス総合プロデューサー」採用に係る時系列 (R 2. 8. 31 人事課) 広報ぎふ (令和 2 年 1 月 15 日号)
- ⑦ みんなの森 ぎふメディアコスモス総合プロデューサー選考委員会設置要領 令和 2 年 4 月 10 日決裁 (人事課)
- ⑧ みんなの森 ぎふメディアコスモス館長兼岐阜市立図書館長の公募について 本日 (1 月 10 日)、記者提供資料を配布しますので、事前にご報告申し上げます。(岐阜市議会議員各位あて 令和 2 年 1 月 10 日 岐阜市教育委員会 岐阜市市民参画部 発)
- ⑨ 職員区分別人件費所要額 (令和 2 年度) (人事課)
総合プロデューサー年収 10,364 千円
- ⑩ 広報ぎふ 広告料 1 枠 50,000 円 (市長公室広報広聴課)
- ⑪ みんなの森 ぎふメディアコスモス館長兼岐阜市立図書館長の公募結果について 本日 (3 月 12 日) 市政記者クラブで公表しますので、事前にご報告申し上げます。(岐阜市議会議員各位あて 令和 2 年 3 月 12 日 岐阜市教育委員会 発)

なお、これらの書面については、⑤を除き、監査結果への記載を省略した。

第 2 請求の受理

本件請求は、法第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているものと認め、令和 3 年 2 月 25 日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和3年3月10日に、請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人から新たな証拠の提出はなかった。

請求人は、代理人による陳述も希望し、代理人選任承認申請書が提出された。同申請書の内容を検討した結果、代理人による陳述を承認した。

請求人及び代理人は、おおむね次のような趣旨の陳述を行った。

- (1) 合格者がいないと公表されているが、前図書館長は公募に応募し、結果が出る前に辞退している。さらに、4月に入ってから前図書館長を採用させるために総合プロデューサー選考の要領を作り、決裁の22日後に採用している経過が非常に不自然である。そのような不自然な経過を経たことにより公募のために費やした費用が無駄になった。
- (2) 該当者なしと決めたのは外部審査委員3名であり、その場に内部審査委員2名が参加していないのはなぜなのか。無責任であり、職務怠慢である。
- (3) 合格者がいなかったと決定した3人の外部審査委員の名前が発表されておらず、誰が審査したのか不明確である。誰が携わっていたのか明らかにしてほしい。
- (4) 職員の市外出張旅費2,960円は誤りで、実際は3,367円である。事前に知らされた金額で住民監査請求したが、請求後に教育委員会事務局から金額が違っていたと連絡があった。教育委員会事務局は、住民監査請求がされて初めて金額の誤りに気が付いており、仕事の在り様そのものが問われる。
- (5) 合格者なしは誰が決めたのか明らかになっておらず、本来なら、内部の審査委員がいて、その説明をすべきであるが、内部の審査委員2人が参加していない。選考過程が不明確であり、年収が1,000万円を超える職員の採用面接に内部の審査委員が参加しないで合格者を決めるということはどうなのか。
- (6) 市外出張旅費の支出について知ったのは、事実証明書⑤の令和2年6月12日、市民協働推進部の書類に、みんなの森 ぎふメディアコスモス館長兼岐阜市立図書館長公募に要した費用が書いてあり、そのときである。

2 監査対象事項

請求書並びに請求人及び代理人の陳述内容を検討した結果、

- (1) みんなの森 ぎふメディアコスモス館長兼岐阜市立図書館長（以下「兼務館長」という。）について、募集から可否の決定に至るまでの手続は適切か否か
- (2) 兼務館長の公募に要した費用等について
 - ア 外部審査委員への謝金及び交通費の支出は違法又は不当なものか
 - イ 職員への市外出張旅費の支出は違法又は不当なものか

ウ 広報ぎふへの募集記事の掲載により広告を掲載できなかったことで損害はあるかを監査対象とした。

3 監査対象部局

教育委員会事務局及び市民協働推進部（令和元年度は市民参画部）

4 監査対象部局の陳述

監査の一環として、令和3年3月19日に監査対象部局の職員から陳述を聴取したところ、おおむね次のような説明があった。

- (1) 兼務館長の公募実施の目的は、図書館長の任期（5年）満了に伴う公募を予定していたことと、市の機構改革により図書館を教育委員会事務局から市民参画部へ移管することに伴い、みんなの森 ぎふメディアコスモスとの一体的管理を目指すため、令和元年11月に教育委員会事務局から協議を求め、市民参画部と共同して、両館を兼務する館長の公募採用を決定したものである。公募における外部審査委員は、それぞれの分野における専門的な見識を生かし、真摯に取り組んでいただいた。また、その結果については十分に尊重しつつ、教育委員会臨時会で協議、議決され、両部局で協議の上、総合的に判断した結果、両館を兼務する館長として最適な人材を見いだすことができなかったことから、「合格者なし」とした。

こうした経緯から、当該公募に係る作業及び審査は、適正に行われたものと認識している。

- (2) 公募については、当初、施設を所管する教育委員会事務局及び市民参画部の内部審査委員2名と、図書館・まちづくり・マネジメントの分野に専門的な見識を有する外部審査委員3名の計5名で審査を行う予定であったが、教育委員会事務局及び市民参画部での協議の過程において、審査への恣意性が疑われないよう、より高い客観性を確保する必要があると判断したため、外部審査委員3名のみで審査を行うこととした。また、外部審査委員の役割は受験者の順位付けを行うことである。
- (3) 外部審査委員の氏名等を公表していない理由は、応募者や本件公募に関心のある方から選考の経緯、理由及び結果等、多くの問い合わせがあることが懸念されるため、これらが委員の負担にならないよう、氏名等の非公表を条件として審査を引き受けていただいたからである。
- (4) 外部審査委員は、第一次試験におけるレポート等の書類審査から第二次試験の面接試験までの事務を行っていることから、報償費は一連の選考作業に係る役務に対する謝礼と捉えており、適正な支出であると考えます。
- (5) 外部審査委員への交通費は、面接会場に赴く費用であり、職員の市外出張旅費も、外部審査委員への審査方法など事前の説明が必要であったことから生じ

る費用であるため、適正な支出であると考える。

- (6) 広報ぎふへの公募記事の掲載は、公募内容の周知と応募者を募るために必要な作業であったものと考える。
- (7) 兼務館長の公募については、全ての過程において適正に行われており、市に損失を生じさせていないものと考える。
- (8) 機構改革の公表は、令和2年1月初旬の組合提示の段階であり、それまでは秘密事項であることから、同年4月1日の採用に向けてタイトなスケジュールであるがやむを得ないと判断し、この時期の公募開始となった。採用試験要綱には、合格者がいない場合もある旨記載し、合格者がいないということも想定しており、その場合は、内部登用もやむを得ないと考えていた。
- (9) 外部審査委員が提出した第二次試験の順位と総評が記載された面接審査概要を踏まえて教育委員会が「合格者なし」の議決をし、教育委員会事務局と市民参画部が協議の上、「合格者なし」と決定した。
- (10) 人事異動発表後、市民参画部で具体的な総合プロデューサーの検討をはじめた。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

請求の要旨及び添付書類、関係職員の陳述、教育委員会事務局及び市民協働推進部の決裁文書等から、次のような事実が認められる。

(1) 図書館長の公募の予定

図書館長は令和元年度をもって任期の限度である5年を終えることから、教育委員会事務局は、図書館長を公募採用することを予定し、令和元年度当初予算において外部審査委員への謝金と交通費を図書館費の中に計上していた。そして、教育委員会事務局は、平成26年度と同じ11月に募集を行うことを予定していた。

(2) 兼務館長の公募の決定

教育委員会事務局は、令和元年9月頃から内部で図書館を市長部局に移管することについて協議をはじめた。令和元年11月8日に図書館を市長部局に移管する方針が決定した。

令和元年11月後半、教育委員会事務局は、図書館とメディアコスモスの館長の兼務及び公募による採用について、市民参画部に協議を求めた。

教育委員会事務局と市民参画部は、図書館とメディアコスモスの館長を兼務とすること、公募採用の手続は教育委員会事務局が主体となって行うことに合意した。

教育委員会事務局は、令和元年12月24日の教育委員会定例会に、兼務館長の公募採用に係る募集条件、面接員の構成、スケジュール概要について報告し、その承認を得た。

(3) 採用試験の内容

令和2年1月9日に、教育委員会事務局は、採用試験要綱、審査方法及び評価基準を決定した。

これらによれば、採用試験の概要は次のとおりである。

第一次試験と第二次試験があり、第一次試験の合格者が第二次試験を受験する。

第一次試験は、応募者が提出した受験申込書、自己アピール書及びレポートによる書類審査であり、教育委員会事務局及び市民参画部の職員が受験申込書と自己アピール書を審査し、職務遂行能力と職務に対する適性（保有資格）を評価する。

レポートについては、外部審査委員3人並びに教育委員会事務局職員1人及び市民参画部職員1人が審査し、職務に対する適性を5段階で評価する。

第二次試験は面接で、外部審査委員3人並びに教育委員会事務局長及び市民参画部長が第一次試験の合格者について職務に対する適性、表現力、調整力及びリーダーシップを5段階で評価する。

そして、教育委員会事務局は、上記のとおり決定した試験内容を、令和2年1月7日市長に、同年1月10日市議会議員に報告した。

ところが、その後、教育委員会事務局は、市民参画部から万一、市の職員や職員OBが応募した場合、審査の客観性に疑念を抱かれる可能性を考慮し、内部審査委員を除外することを検討してはどうかと提言されたことを受けて、令和2年1月14日に、第二次試験の面接員の構成を外部審査委員3人のみとし、第一次試験のレポートの審査も外部審査委員3人のみが評価することに変更した。

上記の変更について、教育委員会事務局は、市長及び市議会議員に報告を行わなかった。

(4) 外部審査委員への就任依頼

教育委員会事務局及び市民参画部は、令和2年1月14日に有識者3人に外部審査委員就任依頼の通知を発送した。

依頼事項は、第一次試験のうちレポートの審査と第二次試験の面接であった。

(5) 兼務館長の募集

募集は令和2年1月15日から2月5日までを申込受付期間（土・日を除く。）として行われ、応募者は9人であった。

周知方法は、広報ぎふ、市のホームページ及び市の図書館独自のホームページへの掲載と、公益財団法人日本図書館協会のメールマガジンでの募集情報の配信であった。

なお、平成26年度の図書館長の公募において、申込受付期間は、平成26年11月15日から12月12日まで（図書館の休館日を除く。）であり、周知方法は、広報ぎふ、市のホームページ及び市の図書館独自のホームペー

ジ並びに公益財団法人日本図書館協会のホームページへの募集情報の掲載であった。

(6) 採用試験の実施

ア 第一次試験

9人の応募者から提出された受験申込書、自己アピール書については、令和2年2月6日から2月17日にかけて教育委員会事務局の職員4人及び市民参画部の職員2人が評価を行った。

同じく、レポートについては、令和2年2月5日に教育委員会事務局が審査のため外部審査委員3人に送付し、外部審査委員は、2月17日までにそれぞれ評価を行い、教育委員会事務局に評価の結果を送付した。

これらを踏まえ、教育長が、第一次試験の合格者5人を最終決定した。

イ 第二次試験

令和2年3月1日に岐阜市中央青少年会館で第一次試験の合格者5人に対して面接が行われた。外部審査委員は、それぞれ5人に1位から5位までの順位を付け、各順位に点数配分を行った上、3人の合計点により最終的な順位付けを行い、その順位と応募者についての総評を記載した面接審査概要を同日付けで市長（市民参画部長）と教育長に対して提出した。

(7) 合否の決定

令和2年3月4日、教育委員会臨時会で図書館長の採用について審議が行われた。さらに、第二次試験の結果（面接審査概要を含む）と教育委員会の議決を受け、教育委員会事務局と市民参画部が協議を行った。

令和2年3月9日、教育長は、第二次試験の結果及び兼務館長の公募に関連する部署の協議結果等を踏まえ、「合格者なし」と最終決定した。

(8) 市外出張旅費の支出

教育政策課長は、市外の有識者に外部審査委員への就任依頼及び審査説明を行わせるため、令和2年1月6日に、同課の職員1人に市外出張命令を発した。

当該職員は、令和2年1月7日に市外出張命令に従い旅行し、1月14日に教育政策課長に復命した。

教育政策課長は、令和2年1月10日に当該職員に支給する旅費3,367円についての支出負担行為及び支出命令を行い、当該職員は令和2年2月5日にその支給を受けた。

なお、市外出張旅費に係る支出額は、監査請求内容と異なり、3,367円であったことが確認された。

(9) 外部審査委員の謝金及び交通費の支出

図書館長は令和2年4月16日に外部審査委員に支給する報償費90,000円（30,000円×3人）と旅費11,620円（1人）についての支出負担行為及び支出命令を行い、これらは令和2年5月13日に支給された。

2 監査委員の判断

(1) 市外出張旅費の支出に係る要件審査

市外出張旅費が支出されたのは令和2年2月5日であり、請求書が提出されたのは令和3年2月18日であることから、監査請求のうち市外出張旅費に係るものについては、支出から1年を経過している。しかし、法第242条第2項ただし書によると、正当な理由があるときは1年を経過した後であっても、監査請求をすることができる。

正当な理由の有無に関しては、次のような裁判例がある。

「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものといわなければならない。」（最高裁判所／昭和63年4月22日判決／昭和60年（行コ）60号）

請求人の陳述によれば、市外出張旅費の支出を知ったのは、事実証明書⑤を受け取った令和2年6月12日である。このため、請求人にあっては、支出の事実を知ってから速やかに情報公開請求等により追加調査を行い、支出日を確認すれば、1年を経過する前に監査請求をすることが可能であったと思料される。

しかしながら、市民協働推進部から開示された事実証明書⑤の記載を見ると、公募に要した費用について、支出時期等の記載はなく、項目も支出された順に記載されていないこと、また、事実証明書⑤は公募に要した費用全体を回答する体裁となっていることから、請求人が公募に要した費用の全てが同一機会に支出されたと考えたとしてもやむを得ない面もある。

したがって、本件に関しては、正当な理由があると判断する。

(2) 監査対象事項の判断

ア 兼務館長について、募集から可否の決定に至るまでの手続は適切か否か

まず募集について、教育委員会事務局は、令和元年度当初は、館長の公募を令和元年11月頃を行うことを予定していた。ところが、その後、図書館を市民参画部に移管する方針が決まったことから、移管を踏まえて、教育委員会事務局と市民参画部が協議を行い、兼務館長として公募を行うことを決めた。この判断は、施設を一体的あるいは一元的に管理するという観点から相応の理由があると思料する。そして、公募の手続は、教育委員会事務局で行ったが、この点は、同事務局が過去に同様の公募を実施した経験を有していることから、合理的であると認められる。なお、募集開始時期は、年度当初の予定よりも大きく遅れることになったが、移管の経緯等を踏まえると、不当とまではいえない。

次に、合否の決定については、客観的に適切な人材が見いだせない場合、合格者を出さないこともやむを得ないことから、合否の審査が相当な方法により行われているか否かを検討することになる。この点審査は前記１（３）、同（６）、同（７）のとおり、二段階の試験に加えて募集部局が総合的な観点から審査を行っており、相当と思料される。

以上の結果、募集から合否の決定に至るまでの手続は、不当なものではないと認められる。

イ 兼務館長の公募に要した費用等について

（ア）外部審査委員への謝金及び交通費の支出は違法又は不当なものか

前記１（９）の事実によれば、図書館長が令和２年４月１６日に支出負担行為及び支出命令を行い、謝金と交通費が支出されていた。

謝金と交通費は、令和元年度当初予算において、図書館費の中で、謝金は報償費として、交通費は旅費として計上されていた。

そして、図書館は、令和２年４月１日に市長部局に移管されたことから、この日以降、岐阜市事務決裁規則第１３条第１項及び別表第１により、図書館長は、図書館費に計上されている旅費及び１００万円未満の報償費の支出負担行為及び支出命令について専決することができることになった。

したがって、謝金及び交通費は、適法な手続にのっとって支出されている。

また、委員１人当たりの報償費の額は、平成２６年度と同額であり、平成２６年度の外部審査委員も第一次試験のレポートの審査と面接を担当していたことから、妥当な額と認められる。

交通費は、公聴会参加者等の実費弁償条例第４条に基づくものであり、その額は、同条例第２条に規定する岐阜市職員旅費条例に定める「その他の職員」の旅費相当額として正当に算出されたと認められる。

したがって、外部審査委員への謝金及び交通費の支出は、違法又は不当な支出とは認められない。

（イ）職員への市外出張旅費の支出は違法又は不当なものか

前記１（８）の事実によれば、教育政策課長が、令和２年１月１０日に支給する旅費についての支出負担行為及び支出命令を行い、旅費が支出されていた。

岐阜市教育委員会事務決裁規程第７条第１号によると、教育政策課長は、所属職員の出張命令及びその復命について専決することができるとしている。

また、岐阜市事務決裁規則第１３条第１項、第１６条第３項及び別表第１によると、教育政策課長は、旅費の支出負担行為及び支出命令について

専決することができる」とされている。

したがって、市外出張に係る手続は適法に行われ、これに伴って支出された旅費は、適法な手続にのっとって支出されている。

そして、旅費の額は、岐阜市職員旅費条例に基づいて正当に算出されたと認められる。

なお、教育政策課長は同課の職員 1 人に市外出張命令を発したのであるから、その職員は、職務命令である市外出張命令に従って旅行したものである。

旅行命令に関しては、次のような裁判例がある。

「地方公務員法の規定によれば、地方公共団体の職員は、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないものとされており（同法 32 条）、上司の職務命令に重大かつ明白な瑕疵がない限り、これに従う義務を負うものと解される。上記服務関係からすれば、地方公共団体の職員が職務命令である旅行命令に従って旅行をした場合には、職員は、旅行命令に重大かつ明白な瑕疵がない限り、当該旅行に対して旅費の支給を受けることができ、それが不当利得となるものではない。」（最高裁判所／平成 15 年 1 月 17 日判決／平成 12 年（行ツ）369 号）

これを前提に検討すると、当該職員に対する市外出張命令は、教育委員会において、兼務館長を公募により採用することが承認されたことを受けて、当該職員に市外の有識者に外部審査委員への就任依頼と審査説明を行わせるために発せられたものであるから、その出張命令に重大かつ明白な瑕疵があったとはいえない。

したがって、職員への市外出張旅費の支出は、違法又は不当な支出とは認められない。

(ウ) 広報ぎふへの募集記事の掲載により広告を掲載できなかったことで損害はあるか

公募を行う場合、費用対効果を考慮してできるだけ多くの広報媒体を用いることが必要である。この観点から、広報ぎふに募集記事を掲載することは、支出を伴うことなく、広報ぎふの配布範囲（岐阜市全域及び公共施設等）に広報が可能となる。

したがって、市に損害は生じていない。

3 結 論

以上のとおり、募集から可否の決定に至るまでの手続は不当なものではなく、公募に要した費用の支出等は、違法又は不当なものではなく、市に損害は生じていない。よって、本件請求を棄却する。

4 意 見

今回の兼務館長の公募に関しては、兼務館長が機構改革の方針決定後に検討をはじめたものであること、募集を行うのが機構改革の公表後でなければならなかったことなどの事情により、募集の時期が遅くなったことはやむを得ない。しかし、広く全国から優秀な人材を募集する予定であるならば、今後は、応募者の雇用契約の解約の申入れに必要な期間、引越しに要する期間等を考慮の上、適切な募集時期を設定されたい。

職員採用において、外部の有識者が専門的観点から判断するだけでなく、職員も一緒に加わることで、対人能力やリーダーシップの観点から行政上ふさわしい人材の選考を行うことがより可能となると考えられるので、今後、外部の有識者だけでなく職員も含めることを検討されたい。

市長、市議会議員及び関係部局等に報告した内容に、事後に変更が生じた場合、報告を行った趣旨からすれば、変更の発生及び変更内容も報告を行うことが妥当であると思料される。今後は、従前の報告に変更等が生じた場合には、速やかに変更に関する報告を行われたい。

別紙 事実証明書

5 「みんなの森 ぎふメディアコスモス館長兼岐阜市立図書館長」の公募及び「みんなの森 ぎふメディアコスモス総合プロデューサー」採用に係る時系列について (R2. 6. 12 市民協働推進部)

R2. 6. 12 市民協働推進部

「みんなの森 ぎふメディアコスモス館長兼岐阜市立図書館長」の公募及び
「みんなの森 ぎふメディアコスモス総合プロデューサー」採用に係る時系列について

1 「みんなの森 ぎふメディアコスモス館長兼岐阜市立図書館長」の公募の時系列

年月日	
令和元年9月～12月	・ 特定任期付職員の現図書館長の任期満了→図書館長の再度の公募予定 ・ 図書館の市民参画部への移管を契機に、メディアコスモスと図書館との一体的管理を目指すため、兼務館長として公募採用することを教育委員会・市民参画部にて協議・決定 ・ 12月24日、第15回教育委員会定例会に報告 (岐阜市一般職の特定任期付職員の採用について)
令和2年1月15日	公募開始(9人が応募)
令和2年2月6日～	一次試験(職務経歴、論文審査)実施
令和2年2月21日	一次試験合格通知発送
令和2年3月1日	二次試験(面接試験)実施
令和2年3月4日	・ 審査委員会の審査結果を受け、教育委員会臨時会で図書館長の採用について協議 ・ 審査委員会の審査結果及び教育委員会の議決を受け、みんなの森 ぎふメディアコスモス館長兼岐阜市立図書館長について、教育委員会事務局と市民参画部が協議
令和2年3月9日	教育委員会と市民参画部で「両館長に最適な人材を見出すことができなかった」とし、合格者なしとした
令和2年3月12日	議員に通知、記者発表

みんなの森 ぎふメディアコスモス館長兼岐阜市立図書館長公募に要した費用(教育費より支出)

項目	金額
審査委員への謝金(30,000円×3名分)	90,000円
審査委員への交通費(1名分)	11,620円
職員の市外出張旅費(委員への審査説明等)	2,960円
計	104,580円